

「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」検討の論点について
（住民参加部会）

本資料は、これまでに委員から寄せられた論点案、意見を踏まえ、部会長等が部会での検討の論点案をとりまとめたものです。

参考：今後の進め方について（4/21以降の内容については4/21委員会にて決定予定）

- ・当初予定されていたテーマ部会の進め方が変更されます。
（3/27委員会にて、委員長より、「説明資料（第1稿）」のダム部分について具体的な内容が記された資料が4/21の委員会にて提出される予定であるため、4/21委員会以降、2、3回テーマ部会を開催する必要がある」との発言）
- ・4/21委員会では、テーマ部会から「状況報告」を行う予定です。
- ・4/21以降の進め方は、4/17の運営会議で検討後、4/21委員会にて検討、決定される予定。

4月上旬

説明資料（第1稿）のダム以外の部分について、下記の点を中心に検討を行う

- ・提言の内容（理念、考え方）を踏まえた内容となっているか どのような修正、追加を行えばよいか

4/21 第20回委員会

- ・テーマ部会から状況報告を行う

4/21以降（4/17運営会議、4/21委員会での検討により、スケジュール、地域部会との役割分担が決定予定）

- ・ダム部分の検討を行い、説明資料（第1稿）についての部会意見をとりまとめる

(1) 計画策定、推進 (4 . 1、 5 . 1)

- ・ 計画の進捗チェック、見直しの考え方、方法はこれで良いか
- ・ 河川レンジャーの位置づけはこれで良いか
- ・ 河川に関わる市民を増やす仕組みづくりをどうするか (特に川や水に関心をもっていない若者や子どもたちにどう発信するか)
- ・ 住民参加の理念をふまえて実践するにはどうしたらよいか。また実践事例を理論化・一般化していくにはどうしたらよいか。
- ・ 協議会等のあり方、つくり方、活かし方をどうするのか*

参考：計画策定、推進に関する説明資料内容 (5 . 1 具体の整備内容：説明資料 P 3)

計画の進捗チェック、見直し

情報の共有と公開、住民との連携、関係団体・自治体・他省庁との連携

- ・ 河川レンジャーについて (活動内容、活動拠点)
- ・ 計画の実施にあたり、琵琶湖・淀川流域水質管理協議会 (仮称)、洪水被害ポテンシャル低減方策協議会 (仮称) と相互に連携

(2) 環境分野

- ・ 住民との連携はこれで良いか (モニタリングにおける住民との協働、情報共有のあり方等、行政がもっていて開示すべき情報 (科学的知識や法制度的知識) と、住民が知っている情報 (経験的知識や生活的恵知) のすりあわせのあり方)
- ・ 自治体、関係機関等との連携はこれで良いか
- ・ 環境学習の位置付けは (自ら学ぶ環境学習へ向けた教材・素材の開発)

参考：説明資料内容 (具体の整備内容より：説明資料 P 7)

- ・ 水質について、琵琶湖・淀川流域水質管理協議会 (仮称) (自治体、関係省庁、住民代表から構成される) の設立を検討

(3) 治水分野

- ・ 「災害に強い地域社会づくり」のための住民の役割とは (沿川住民における自衛のあり方等)、そのための自治体、企業の役割は
- ・ 住民との連携について必要な事項はないか (どのような視点での連携が必要か、連携方策は、など)
- ・ 自治体、関係機関との連携はこれで良いか

参考：説明資料内容 (具体の整備内容より：説明資料 P 1 1 ~)

- ・ 自治体への洪水情報提供
- ・ 自治体のハザードマップ作成支援
- ・ 洪水被害ポテンシャル低減方策協議会 (仮称) (沿川自治体により構成) を設置
- ・ 猪名川では総合治水対策協議会 (沿川自治体により構成) にて対策検討
- ・ 各種出水対策
 - ・ 洪水、高潮の恐れの場合、水防警報を発令し、関係水防管理団体、関係行政機関等に警報事項を通知

- ・水防連絡会開催や府県、市町村、河川管理者共同の水防演習

(4) 利水分野

- ・水需要管理・節水社会づくりに向けた住民の役割とは
- ・住民との連携について必要な事項はないか(水利用に直接関わる人のライフスタイル転換のための指針、推進団体の設置、など)
- ・節水型産業社会づくりをどうすすめるか
- ・自治体、関係機関との連携はどうすすめるのか
- ・渇水時の対策づくりに住民がどのように参画するか*

参考：説明資料内容(具体の整備内容より：説明資料P22)

- ・利水者の水需要の精査確認
- ・利水者間の用途転用の際の関係機関との連絡調整
- ・渇水対策会議を改正(平常時から水利用に関する情報交換や水需要抑制策について具体的方策を協議)

(5) 利用分野

- ・住民同士が考え、ルールを決める仕組みづくりとは
- ・住民との連携をどう推進するか
- ・自治体、関係機関等との連携はこれで良いか

参考：説明資料内容(具体の整備内容より：説明資料P23～)

- ・水面：既存の淀川水面利用協議会等を活用し、利用ルールの策定、規制の実施、検討
 - ・水上オートバイの利用規制について瀬田川で滋賀県条例と連携し、利用規制を検討、規制区域を設定
 - ・船舶等の通航規制について、滋賀県域の瀬田川で滋賀県条例等での航行制限区域の変更を検討しているので策定に積極的に参加
- ・河川敷
 - ・ゴルフ場、公園等占用施設について、地域毎に河川利用委員会(仮称)(学識経験者、沿川自治体等関係機関、地域住民で構成)を設置
 - ・ホームレスの対応について関係省庁、関係自治体と一体となった対策を推進

(6) ダム

- ・ダムの計画実施における判断決定の第3者機関の設置の方法
- ・住民との連携のあり方(ダムについて理解を深めるための取り組み、住民団体、地域組織等と情報共有しながらの精査、確認と結果の周知徹底等)
- ・住民同士の連携、対話づくりのあり方*

以上

注)*は第3回部会での意見交換をもとに追加